名	4 称	甲子園浦風地区地区計画			
位	五 置	西宮市甲子園浦風町の全部			
区域		計画図表示のとおり			
面		約14.4ヘクタール			
地区計画の目標		本地区は、阪神電鉄甲子園駅の北西、久寿川駅の北東に位置する比較的都市基盤の整った市街地であり、戸建住宅と中低層の共同住宅を中心に、鳴尾今津線(旧国道)浜甲子園線及び中津浜線の沿道、甲子園駅前及び鉄道高架下の一部には生活利便施設が立地している。 本地区計画は、こうした地区特性を活かし、戸建住宅と中層住宅が調和した住環境の保全・育成と、駅前及び幹線道路沿道にふさわしい良好な街並み景観の形成に努める。			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、良好な市街地の形成を図るため地区特性に応じて地区を細区分し、次のように土地利用を誘導する。 中低層住宅地区(1)(2):中低層の住宅主体の環境を保全、育成し、良好な住宅地の形成を図る。 沿道地区(1)(2):沿道の特性を活かしつつ、周辺の住宅との調和した市街地の形成を図る。 駅前地区:生活利便施設と住宅が共存する、駅前にふさわしい景観に配慮した市街地の形成を図る。 高架下地区:周辺の住宅との調和を図りつつ、駅前にふさわしい景観に配慮した市街地の形成を図る。			
	地区施設の整備方針	区画道路等の地区施設は、その機能が損なわれないよう維持、増進を図る。			
	建築物等の整備方針	住宅を中心とする環境を保全し、低層建築物と中層建築物が調和する良好な住宅地を形成するため、細区分された地区ごとに、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度及び建築物等の形態若しくは意匠の制限をそれぞれの地区特性に応じ定める。			

地	地区	 地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり			
X		地区整備計画区域面積		約14.4ヘクタール			
整	地区	地区の細区分 (細区分の区域は 名利		中低層住宅地区	中低層住宅地区	沿道地区	沿道地区
備	(細			(1)	(2)	(1)	(2)
計		画図表示のとり)	面積	約5.3ヘクタール	約1.9ヘクタール	約3.8ヘクタール	約1.3ヘクタール
画	建筑	建築物の用途の	制限	次に掲げる建築 物は、建築しては ならない	次に掲げる建築物は、建築してはならない	次に掲げる建築物は、建築してはならない	物は、建築しては
	築物等に関する事項			な (1) 東平満自燃ン化売店のすの部1トの畜葬的 共戸専平満自燃ン化売店のすの部1トの畜葬的 は 1 居 5 未 のり液小 そ類そるが一も 目物 1 居 5 未 のり液小 そ類そるが一も 目物	な (1) (2) (3) (4) (5)(6)(7)(8) (9) (9) (1) (2) (2) (3) (4) (5)(6)(7)(8) (7)(8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	戸当たりの住居 専用面積が25	専用面積が25

地	建		中低層住宅地区(1)	中低層住宅地区(2)	沿道地区(1)	沿道地区(2)
	·	建築物の高さの	 1.敷地面積が 500		 1.敷地面積が 500	, ,
X	築	最高限度	平方メートル以上	同左	平方メートル以上	同左
整	物		の場合は、12メー		の場合は、15メー	
備	等		トルとする。		トルとする。	
			2 . 前項の規定にか かわらず、次に掲げ		2.前項の規定にかかわらず、次に掲げ	
計	に		る要件に適合する		る要件に適合する	
画	関		建築物の高さの最		建築物の高さの最	
			高限度は、この地区		高限度は、この地区	
	す		計画の決定告示の		計画の決定告示の	
	る		日(以下「告示の日」 という。)において、		日(以下「告示の日」 という。)において、	
	事		現に存する建築物		現に存する建築物	
	_		の高さ、又は現に建		の高さ、又は現に建	
	項		築工事中の建築物		築工事中の建築物	
			の予定の高さとす		の予定の高さとす	
			る。		る。	
			(1) 告示の日におい て、現に存する建築		(1) 告示の日において、現に存する建築	
			物の高さ又は建築		物の高さ又は建築	
			工事中の建築物の		工事中の建築物の	
			予定の高さが12		予定の高さが15	
			メートルを超える		メートルを超える	
			場合であって、当該 敷地を一の敷地と		場合であって、当該 敷地を一の敷地と	
			して再度新築する		して再度新築する	
			もの。		もの。	
			(2) 敷地内に、敷地		(2) 敷地内に、敷地	
			面積の10分の1		面積の10分の1	
			以上である、日常一 般に開放された空		以上である、日常一 般に開放された空	
			地(緑地を含む。)		地(緑地を含む。)	
			を有するもの。		を有するもの。	
			3 . 敷地面積が 500		3.敷地面積が 500	
			平方メートル未満		平方メートル未満	
			の場合は、10メー トルとする。		の場合は、10メートルとする。	
			170098		1700950	
		建築物等の形態	屋外広告物は美観		屋外広告物は、形	
		若しくは意匠の	風致を害さない自己	同左	態、色彩、意匠その	同左
		制限	の用に供するもの		他表示の方法が美観	
			で、表示面積の合計		風致を害さないもの とする。	
			│ は10平方メートル │ 以下とする。また、		こりる。	
			広告塔、立看板その			
			他これらに類する広			
			告物の高さは6メー			
			トル以下とする。			
			ただし、公共公益 上やむを得ないもの			
			で、形態、色彩、意			
			匠その他表示の方法			
			が美観を害さないも			
			のは、この限りでな			
			ll.			

地	地区の細区分 (細区分の区域は		名称	駅前地区	高架下地区
X	計	画図表示のと	面積	約0.7ヘクタール	約1.4ヘクタール
区 整 備 計 画		り) 建築物の用途の		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅で、1戸当たりの住居専用面積が25平方メートル未満のもの (2) 自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売する店舗 (3) 畜舎 (4) 葬儀を主たる目的とする建築物	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅で、1戸当たりの住居専用面積が25平方メートル未満のもの (2) 自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油がスを小売する店舗 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他の燃料用ガリン、軽点が高端 (4) ホテルスはは館 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 大屋、京田東海が50平成の合計が01・75年の(原動機を力の合計が01・75年の(原動機を主たる目的とする場所で、以上のものに限る。)を禁儀を主たる目的とする建築物 (9) 劇場、映画館、カラオケボックスその他これに関係を主たる目的とする建築物 (9) 刺ラオケボックスその他これに関係を主たの規制を主たの規制を主に関係を主に関係を主に関係を重要を (9) 刺ラオケボックスその他に関係を主に関係を主に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に関係を表別で、第1に対して、表別で、第1に対して、表別で、表別では、表別で、表別で、表別では、表別で、表別では、表別で、表別では、表別では
		建築物の高さの限度		1.敷地面積が500平方メートル以上の場合は、15メートルとする。 2.前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する建築物の高さの最高限度は、この地区計画の決定告示の日(以下「告示の日」という。)において、現に存する建築物の高さ、又は現に建築工事中の建築物の予定の高さとする。 (1)告示の日において、現に存する建築物の高さ又は建築工事中の建築物の高さ又は建築工事中の建築物の予定高さが15メートルを超える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの。 (2)敷地内に、敷地面積の10分の1以上である、日常一般に開放された空地(緑地を含む。)を有するもの。 3.敷地面積が500平方メートル未満の場合は、10メートルとする。	
		建築物等の形態		屋外広告物は、形態、色彩、意匠その 他表示の方法が美観風致を害さないも のとする。	同左

